

---

## 広島県版 OQ通信 第15号

メールマガジン（令和4年3月24日配信）

---

本メールは、広島県「被災建築物応急危険度判定士」の登録をいただいている方へお送りしています。広島県の建築行政の推進につきましては、平素からご理解とご協力をいただき、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

このメールマガジンは、被災建築物応急危険度判定に関する連絡や情報をご案内するためのツールの一つです。次のとおり、広島県版OQ通信第15号メールマガジンを発行します。

////////////////// I N D E X ////////////////////

1. 第6回連絡訓練の案内
2. 昨年度の連絡訓練でいただいたご質問等について
3. 令和4年3月の福島県沖を震源とする地震への対応について
4. 令和3年度判定士新規登録講習会を実施しました
5. 応急危険度判定士登録証の有効期限廃止について
6. 令和4年度 広島県木造住宅耐震化促進支援事業のご案内【最大100万円】

//////////////////

### ■ 1. 第6回連絡訓練の案内

南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生がひっ迫する中、今年度は、3月に福島県沖を震源とする地震が発生する等、大地震はいつどこで起こってもおかしくない状況です。

広島県では大地震時の判定実施体制を強化するための取組のひとつとして、平成29年度からメールアドレス登録者を対象とした連絡訓練を実施しています。

この度、第6回目となる広島県被災建築物応急危険度判定連絡訓練を次のリンクのとおり4月14日（木）から15日（金）に実施しますので、是非、ご参加をお願いします。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oukyu-madoguchi/oukyu05.html>

※連絡方法等は広島県ホームページ（上記URL）に掲載しておりますので、必ず内容の確認をお願いします。

※連絡訓練はメールと広島県ホームページを活用し、災害発生時の判定士の参集を速やかに行うための新しい連絡体制の試行として行うものです。今回行った方法は、今回の試行の結果を踏まえ、変更することがあります。

※連絡訓練終了後に、任意抽出した連絡訓練参加者の方にアンケートを行う予定ですので、ご協力をお願いします。

## ■ 2. 昨年度の連絡訓練でいただいたご質問等について ————— . . . . .

昨年度の連絡訓練後にいただいたご質問等について、本年の1月にQ&A（下記の URL）を更新しておりますので、改めてお知らせします。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oukyu-madoguchi/oukyu05.html>

また、講習会を受けて期間が過ぎ、記憶が薄れ、実務として自身の遂行能力に不安を覚えるといったご意見がありました。こちらについては、本県のホームページ（下記の URL）にて応急危険度判定マニュアルの流れや実務についての動画を掲載しておりますので、不安解消の一助となれば幸いです。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oukyu-madoguchi/>

## ■ 3. 令和4年3月の福島県沖を震源とする地震への対応について ————— . . . . .

令和4年3月16日23時36分頃に福島県沖を震源とするマグニチュード7.4（最大震度6強）の地震に伴い、3月17日から応急危険度判定が実施されていますので、報告いたします。（3月24日時点）

<実施市町村>

福島県福島市，矢吹町

今回の地震では本県への応援要請はありませんでしたが、規模の大きな地震があった場合、まず被災市町村が応急危険度判定の実施を決定し、都道府県に判定士の派遣を要請します。

要請を受けた都道府県は、判定対象棟数が当該都道府県内の判定士で対応可能か検討し、対応困難な場合は、所属するブロック内に応援を求め、ブロック内でも対応困難な場合、全国に応援要請を行って対処することとなっています。

## ■ 4. 令和3年度判定士新規登録講習会を実施しました ————— . . . . .

令和3年度被災建築物応急危険度判定士講習会を実施しました。

講習会は12月14日に開催し、新たに108名の方に判定士として登録していただきました。新規登録判定士の皆様方、広島県の被災建築物応急危険度判定にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

## ■ 5. 応急危険度判定士登録証の有効期限を廃止しました ————— . . . . .

被災建築物応急危険度判定士の登録証については、これまで有効期限を5年間とし、5年ごとに更新の手続きを行っていただいておりますが、更新に係る判定士の皆様の負担軽減などの観点から、登録証を見直し、有効期限を廃止することとしました。（令和4年1月17日施行）

現在、応急危険度判定士の皆様については、次回更新時に有効期限のない新しい登録証への切り替えを行い、以降は更新不要となります。

なお、登録事項（住所や勤務先、連絡先など）に変更が生じた場合には、これまでと同様、県へ変更届をご提

出ください（県HPからも手続き可能です）。スマホからも変更届出が可能で、10分程度で手続き可能です  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oukyu-madoguchi/oukyu04.html>

■ 6. 令和4年度 広島県木造住宅耐震化促進支援事業のご案内【最大100万円】——・・・

広島県では、住宅の耐震化に併せて居住誘導に取り組む市町の住民を対象として、木造住宅の耐震改修等に係る費用の一部を市町とともに補助する制度を創設しています。補助金は市町から補助交付対象者（住宅の所有者等）へまとめて支払われます。

○ 本事業が適用される見込みの市町 [R4.4月～]

呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、廿日市市、海田町

奮って御活用頂けたら幸いです。

▼広島県住宅耐震化促進支援制度 [県HPリンク]

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/taishin-madoguchi/taishinhojo-jyutaku.html>

☆最後までご覧いただきありがとうございました☆

【広島県版 OQ通信】

発行開始日：2017年9月27日

本メールマガジンの解除についてはこちらのアドレスにご連絡ください。

アドレス：[og-info@pref.hiroshima.jp](mailto:og-info@pref.hiroshima.jp)

【発行元・問合せ先】

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52

広島県土木建築局建築課構造審査グループ

TEL：082-513-4159

FAX：082-223-2397

HP：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oukyu-madoguchi/>